

高知大学内部質保証会議規則

令和2年3月24日
規則第96号

最終改正 令和5年1月4日規則第70号

(趣旨)

第1条 国立大学法人高知大学組織規則第53条第1項の規定に基づき設置する高知大学内部質保証会議（以下「内部質保証会議」という。）に関し、同条第2項の規定に基づき必要な事項を定める。

(目的)

第2条 内部質保証会議は、高知大学（以下「本学」という。）における内部質保証を総括し、その実施体制の充実を推進することにより、本学の教育研究活動等の改善及び向上に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この規則において「内部質保証」とは、本学がその使命や目的の実現に向けて、自らの諸活動の状況について継続的に点検・評価し、質の保証を行うとともに、絶えず改善及び向上に取り組むことをいう。

(審議事項)

第4条 内部質保証会議は、次の事項について審議する。

- (1) 本学の内部質保証に係る基本方針に関する事項
- (2) 基本方針に基づく点検・評価の実施に関する事項
- (3) 本学の諸活動の改善及び向上を図るために必要な措置に関する事項
- (4) 内部質保証に係る活動の公表に関する事項
- (5) その他内部質保証に関する事項

(組織)

第5条 内部質保証会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事（非常勤の理事を除く。）
- (3) IR・評価機構長
- (4) 次世代地域創造センター長
- (5) 学術情報基盤図書館長

(6) 事務局長

(7) その他議長が必要と認めた者

- 2 内部質保証会議に議長を置き、学長をもって充てる。
- 3 議長は、内部質保証会議を招集し、その議長となる。
- 4 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 内部質保証会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ議事を開くことができない。

- 2 委員が都合により内部質保証会議に出席できない場合は、代理の者を出席させることができる。
- 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務)

第7条 内部質保証会議に関する事務は、法人企画課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、内部質保証会議の運営に関し必要な事項は、内部質保証会議が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年1月4日規則第70号)

この規則は、令和5年1月4日から施行する。